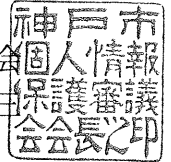




答 申 第 8 1 3 号
令 和 2 年 3 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和2年3月6日付け神建都第87号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

カメラと画像認識AIによる自転車等駐輪状況把握システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 曜日や時間帯に応じた自転車等の駐輪時間や傾向を正確に把握するため、放置自転車が多い箇所等にカメラを設置して、放置自転車等の画像等を収集することは、効果的な放置自転車対策が期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

カメラと画像認識AIによる自転車等駐輪状況把握システムの
導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 813

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 放置自転車等の画像等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

◎3 自転車等放置者及び撮影対象地点を通過する人物の画像等



答 申 第 8 1 4 号
令 和 2 年 3 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 6 日付
け神建都第 88 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

カメラと画像認識AIによる自転車等駐輪状況把握システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 曜日や時間帯に応じた自転車等の駐輪時間や傾向を正確に把握するため、放置自転車等の画像解析にあたり、電子計算機処理することは、効果的な放置自転車対策や自転車駐輪場の整備が期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

カメラと画像認識AIによる自転車等駐輪状況把握システムの
導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 814

◎は、場合により条例第11条第2項に該当する情報を含む

【処理する情報】(第11条関係)

主として、次の情報の処理を行う。

- 1 撮影日時
- 2 放置自転車等の画像等

上記情報の処理を行う中で、派生的に以下の情報の処理を行うことになる。

◎3 自転車等放置者及び撮影対象地点を通過する人物の画像等

画像等をAI解析することにより、以下の情報を処理する。

- 4 自転車台数
- ◎5 人の抽出とマスク処理